

# 河北町新型インフルエンザ等対策行動計画

2014年（平成26年）3月

河北町

## 目 次

第1 計画の作成にあたって.....	1
1 計画作成の趣旨 .....	1
2 計画作成の経緯 .....	1
3 計画の位置づけ .....	1
4 対象とする疾患 .....	2
5 計画の見直し .....	2
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....	3
1 新型インフルエンザ等の特徴 .....	3
2 対策の目的 .....	3
3 発生段階 .....	4
4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....	4
5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 .....	5
6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 .....	6
7 対策推進のための役割分担 .....	7
8 行動計画の主要6分野 .....	8
第3 各段階における対策 .....	14
1 未発生期 .....	15
2 海外発生期 .....	17
3 国内発生早期 .....	19
4 県内発生・感染拡大期.....	21
5 まん延期 .....	23
6 小康期 .....	25
資料編 .....	27
河北町新型インフルエンザ等対策行動計画作成経過.....	28
河北町健康づくり推進協議会.....	29
河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議.....	29
河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定事務局.....	30
河北町健康づくり推進協議会設置要綱.....	31
河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議設置要領.....	32
用語解説.....	34

# 第 1 計画の作成にあたって

## 1 計画作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック\*）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

ほかに、新型インフルエンザとは別の新感染症\*でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

そこで、平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が規定されている。

これらの、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、河北町新型インフルエンザ等行動計画（以下「町計画」という。）を作成する。

## 2 計画作成の経緯

### (1) 策定会議による検討

特措法第7条\*に基づき、平成25年12月に策定された「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県計画」という。）を基に町計画を策定会議にて検討を行った。（構成委員は9人）

### (2) 河北町健康づくり推進協議会からの意見聴取

特措法第8条第7項\*に基づき、医療関係者、保健衛生関係者及び学識経験者等で構成されている健康づくり推進協議会（構成委員は14人）において意見を聴取した。

### (3) パブリックコメントによる意見聴取

広報かほく及び町ホームページ上でのパブリックコメントによる町民からの意見聴取を行った。

## 3 計画の位置づけ

特措法第8条\*に基づき、河北町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府計画」という。）及び県計画に基づく市町村行動計画に位置づけられるものである。

---

\*：用語解説参照

## 4 対象とする疾患

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症\*
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## 5 計画の見直し

政府計画及び県計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等の特徴

#### (1) 発生の予測や阻止が困難であること

ア 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。

イ 新型インフルエンザ等が発生すれば、国内はもとより、町内への侵入も避けられないと考えられる。

#### (2) 町民の生命や健康、生活・経済全体に大きな影響を与えること

ア 長期的には多くの住民が罹患する可能性があり、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。

イ 病原性\*が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生し、まん延すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与える。

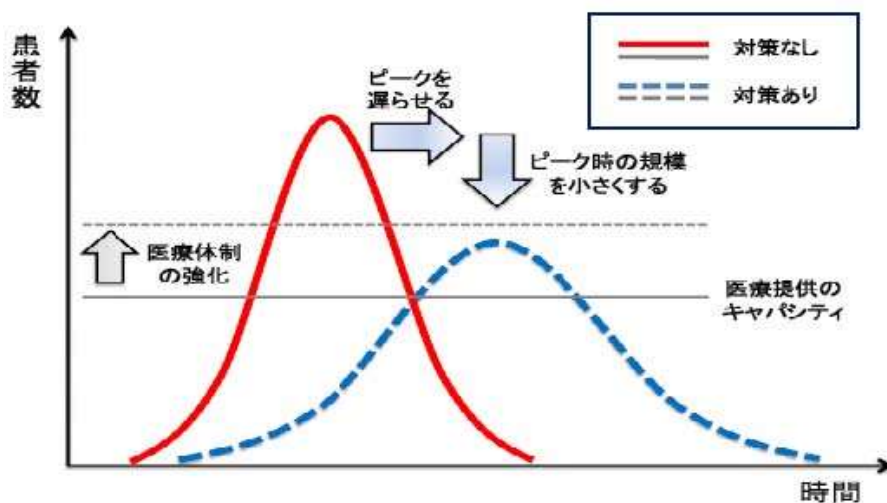
### 2 対策の目的

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

ア 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせる。

イ 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。

ウ 新型インフルエンザ等の病原体が、国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じる。



#### (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

ア 感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。

イ 業務継続計画を作成し、町民生活及び町民経済の安定に関する業務の維持を図る。

### 3 発生段階

#### (1) 考え方

- ア 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。
- イ 各発生段階は、「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期」、「県内発生・感染拡大期」、「まん延期」、「小康期」の6つに分類する。
- ウ 各発生段階の期間は、極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。
- エ 対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。
- オ 町は県が定める発生段階に応じて、町計画で定めた新型インフルエンザ等対策を実施するものとする。

#### (2) 各発生段階の状態

1 未発生期	
新型インフルエンザ等が発生していない状態	
2 海外発生期	
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
3 国内発生早期	
国内で新型インフルエンザ等が発生した状態	
4 県内発生・感染拡大期	
県内で新型インフルエンザ等が発生し、感染拡大傾向にあるが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができる状態	
5 まん延期	
県内で感染が拡大し、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができなくなった状態	
6 小康期	
患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

### 4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

#### (1) 柔軟な対応

- ア 一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が上手くいかなかった場合、大きなリスクを負うため、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。
- イ 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化する。
- ウ 新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府計画等で記載するものうちから、実施すべき対策が決定される。これを受けて県ではそれらを踏まえた対策を決定する。町は、それらの内容に基づき、実施すべき対策を決定する。
- エ 国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を

施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。これを受けて県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。町としても、それらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行う。

## (2) 発生段階に応じた対応

### ア 未発生期

町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

### イ 海外発生期

国内発生に備えた体制の整備を行う。

### ウ 国内発生早期

県内発生・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### エ 県内発生・感染拡大期

町内での感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### オ まん延期

健康被害や町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。

### カ 小康期

町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

## (3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

ア 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組む。

イ 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。

ウ 事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

## (4) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

ア 事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行う。

イ 季節性インフルエンザ対策同様の手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けるなどの一次予防を行う。

## 5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

### (1) 国、県等との連携協力

国、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、それぞれの行動計画等に基づき、迅速な実施に万全を期する。

### (2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、特措法第5条\*により基本的人権を尊重する。

### (3) 記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 被害想定のお考え方

- ア 新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状で発症する。その感染経路は飛沫感染\*、接触感染\*であり、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。しかし、鳥インフルエンザ\*（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率\* となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- イ 国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討している。
- ウ 新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

### (2) 感染規模の想定（※平成25年4月1日現在の人口 19,767人で試算）

新型インフルエンザが発生した場合に想定される本町の患者数は、1993年の第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、人口の25%が罹患し、米国疾病管理センターにより示された、流行が8週間続くという仮定の推計モデルを適用すると、外来患者が約2,000人～約3,800人（中間値 約2,900人）、入院患者が約80人～約320人（中間値 約200人）で死者が約20人～約100人（中間値 約60人）出るという予測となる。

なお、これらの推計においては、現在のわが国の衛生状況や新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬\* 等による介入の影響（効果）等については考慮されていない。

### (3) 社会への影響に関する想定

- ア 住民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。
- イ 罹患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤せざるをえない。
- ウ 罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- エ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者や不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。



## 7 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

- ア 新型インフルエンザ等が発生したときは対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関\* が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- イ ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ウ WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- エ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。
- オ 指定行政機関は、政府計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- カ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- キ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### (2) 県の役割

- ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- イ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応を果たす。
- ウ 市町村と緊密な連携を図る。

### (3) 町の役割

- ア 町民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- イ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

### (4) 医療機関の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- イ 新型インフルエンザ等の発生前から、発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

#### (5) 指定地方公共機関の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生前から、発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- イ 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (6) 登録事業者\*の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- イ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### (7) 一般の事業者の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- イ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### (8) 町民の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けるなどの感染対策を実践する。
- イ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための対策を行うよう努める。

## 8 行動計画の主要6分野

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、6分野に分けて計画を立案する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有
- ③ 予防・まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 医療
- ⑥ 町民生活及び町民経済の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおりとする。

## (1) 実施体制

### ア 考え方

- (ア) 全町的な危機管理の問題として取り組む。
- (イ) 国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

### イ 河北町新型インフルエンザ等対策本部の設置

政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時は、直ちに、河北町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

町対策本部は河北町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第23号）に基づき設置する。

### (7) 構成

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長・各課局長
本部事務局	総務課（危機管理担当）・健康福祉課
その他	町長が必要と認めた者

### (イ) 所管事項

- a 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- b 町内における新型インフルエンザ等の予防対策と感染拡大防止対策に関すること。
- c 町内発生時における社会機能維持に関すること。
- d 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- e 町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- f その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

### ウ 各課局の主な役割

(1) 全課共通	①各課局別対応マニュアルの作成 ②職員の健康管理と職場における感染拡大防止対策の実施 ③窓口における感染防止対策の実施 ④業務縮小の場合の町民への周知 ⑤関係機関及び関係団体との情報共有 ⑥所管施設への新型インフルエンザ等に関する最新の情報の提供と利用制限、閉鎖、臨時休業等の検討 ⑦イベント・大会等及び不要不急の事業の縮小、延期、中止自粛の検討 ⑧国・県・関係部署との連携、町民への情報提供 ⑨その他新型インフルエンザ等対策に関する業務
(2) 総務課 政策推進課	①対策本部の設置（健康福祉課と合同） ②各課からの情報収集、対策本部内の情報共有 ③国・県・関係部署からの情報収集及び連携 ④町民への広報 ⑤機能維持のための必要品の確保（燃料等） ⑥食料品、医薬品等の備蓄指導 ⑦公共施設等への看板設置、協力依頼分貼付等 ⑧特定接種に関すること（町職員）

(3) 健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①対策本部の設置（総務課と合同）</li> <li>②帰国者・接触者相談窓口の設置</li> <li>③相談窓口の設置</li> <li>④食料品、医薬品等の備蓄指導</li> <li>⑤手指消毒液、うがい薬、マスク等の確保</li> <li>⑥入所施設の外出、面会規制措置等の要請</li> <li>⑦児童福祉施設（保育所等）の休館等の要請</li> <li>⑧寒河江市西村山郡医師会、河北町医師会との連携</li> <li>⑨感染拡大防止策の強化指導、健康管理等の指導</li> <li>⑩妊婦、幼児への健康指導</li> <li>⑪福祉サービス、介護サービスの制限、停止等の要請</li> <li>⑫要援護者等への相談と生活支援</li> <li>⑬抗インフルエンザ薬の流通状況の情報収集</li> <li>⑭予防接種に関すること</li> </ul>
(4) 環境防災課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみの収集業務の維持・縮小</li> <li>②町民バスの運行縮小、休止の周知</li> <li>③町民に対する生活食料品や生活必需品の確保についての協力要請</li> <li>④感染死亡者の埋火葬対応</li> <li>⑤犯罪防止のための警察との連携確認、広報活動</li> </ul>
(5) 農林振興課 商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食料、飲料水、必要物品等の確保と運搬</li> <li>②災害支援企業、団体との連絡、連携確認、協力依頼</li> <li>③在宅勤務、時差出勤等の指導、感染地への出張等の自粛要請</li> <li>④観光客、旅行者への情報提供、宿泊者等が発熱した場合の連絡体制の指導</li> </ul>
(6) 都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①通行制限時の町道の維持管理対応</li> <li>②公園等における集会等の制限、入園禁止の検討及び実施</li> </ul>
(7) 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①水道の安定供給の維持</li> <li>②水道用水供給事業者等との連携確認</li> <li>③取水設備、送水設備、排水設備の維持管理連携確認</li> <li>④臨時給水に係る手順の確認</li> <li>⑤下水道設備の維持管理対応確認</li> </ul>
(8) 学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報の収集と小中学校への情報提供</li> <li>②児童、生徒、教職員への手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けるなどの一次予防の徹底</li> <li>③学校施設の衛生管理</li> <li>④児童・生徒及び教職員の海外渡航や修学旅行・大会等の把握</li> <li>⑤児童・生徒及び教職員の健康状態の把握</li> <li>⑥インフルエンザ様疾患症状のある者への対応</li> <li>⑦修学旅行や大会等の実施に係る日程等の見直し</li> <li>⑧学校の臨時休校の検討及び要請</li> <li>⑨スクールバス等の運休の検討及び要請</li> <li>⑩保護者への情報提供と協力依頼</li> <li>⑪地区センター、図書館、学校給食センターの休館・休所の検討及び要請</li> <li>⑫小康期における臨時休校の解除</li> <li>⑬小康期における指導及び対応の継続</li> </ul>
(9) 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>①町議会議員への情報提供、情報収集、協力依頼</li> <li>②特定接種に関すること（町議会議員）</li> </ul>
(10) 税務町民課 会計課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①応援職員の確保</li> </ul>

## (2) 情報提供・共有

### ア 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策のすべての段階、分野において情報提供及び共有を図ること。

### イ 情報提供手段の確保

障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### ウ 発生前における町民等への情報提供

- (ア) 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、県等と連携して、町民、医療機関、事業者等に情報提供する。
- (イ) 幼児教育施設・学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して幼児・児童・生徒等に情報提供する。

### エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

- (ア) 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容等、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- (イ) 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- (ウ) 町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災行政無線等を活用する。

### オ 情報提供体制

提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、広報担当を設置し、適時適切に情報を集約・共有する。

### カ 相談窓口の設置

県からの要請を受け、生活相談等広範な内容に対応する相談窓口を設置する。

## (3) 予防・まん延防止

### ア 考え方

流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保するとともに流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめることにより、町民に必要な医療を適切に提供する体制を維持する。

### イ 主なまん延防止対策

#### (ア) 個人における対策

- a 町民に、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けることなどの基本的な感染対策を実践するよう促す。
- b 町は県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

#### (イ) 地域・職場における対策

- a 県内における発生の初期段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- b 町は県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

## (4) 予防接種

### ア 特定接種

#### (ア) 特定接種とは

特措法第28条\*に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

#### (イ) 対象

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受け

ているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

#### (ウ) 接種順位

国は、登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- a 医療関係者
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- d それ以外の事業者

#### (I) 接種体制

##### a 実施主体及び対象者

###### (a) 国

登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員等

###### (b) 県

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員等

###### (c) 町

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等

##### b 接種方法

- (a) 原則として集団接種を行う。
- (b) 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- (c) 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

### イ 住民接種

#### (7) 種類

##### a 臨時の予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合、特措法第46条\*に基づき予防接種法第6条第1項\*の規定による臨時の予防接種として行う。

##### b 新臨時接種

緊急事態宣言がされていない場合、予防接種法第6条第3項\*の規定に基づく新臨時接種として行う。

#### (i) 対象者の区分

以下の4つの群に分類し、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - (a) 基礎疾患を有する者
  - (b) 妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

**(ウ) 接種体制**

- a 町が実施主体となる。
- b 原則として、集団接種とする。
- c 接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

**ウ 留意点**

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の医療提供等の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施する。

**(5) 医療**

**ア 県の対策への協力**

県からの要請に応じ、適宜協力する。

**イ 帰国者・接触者外来\*設置への協力**

県から帰国者・接触者外来の増設を要請された場合は、設置に向けた調整に協力する。

**ウ 在宅療養者への支援**

町は、県、医療機関、その他の関係機関と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

**(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

### 第3 各段階における対策

ここでは、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、政府計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、政府対策本部及び県対策本部と緊密な連携を図りつつ、町計画により総合的に推進する。



## 1 未発生期

### (1) 概要

#### ア 状態

- (ア) 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- (イ) 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

#### イ 目的

- (ア) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (イ) 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

#### ウ 対策の考え方

- (ア) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県等との連携を図り、対応体制の構築や事前の準備を推進する。
- (イ) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- (ウ) 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

### (2) 実施体制

国、県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を実施する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 継続的な情報提供

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報やホームページ等を利用し、町民にわかりやすい情報提供を行う。
- (イ) 季節性インフルエンザに対する対策同様の手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けるなどの一次予防の普及を図る。
- (ウ) 学校等は集団感染が発生するなど感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して情報提供を行う。

#### イ 体制整備等

- (ア) 新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- (イ) 新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 個人における対策の普及

- (ア) 新型インフルエンザ等流行時、麻しんや通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別がつきにくいことや、結核や百日咳等の感染症罹患者は、感染のハイリスク者となることから、通常の予防接種が重要であることを周知する。
- (イ) 季節性インフルエンザに対する対策同様の手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の一次予防が健康被害を最小限に抑えるための最善策であることを理解してもらえよう周知する。
- (ウ) 新型インフルエンザ等が発生した場合に、自らの発症が疑わしい場合は、発生時に設置される帰国者・接触者相談センター\*に連絡し、指示を仰いでから受診することや感染を広げないように不要な外出を控えることといった感染対策について事前の理解促進を図る。

- (エ) 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、災害時のように2週間程度の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想されるマスクは、不織布製のものを家族1人当たり25枚以上の備蓄を推奨する。

#### イ 要援護者への対応

- (ア) 独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯等新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援ができるよう検討を行う。
- (イ) 在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。

### (5) 予防接種

- ア 国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続にかかる要件や登録手続き等を示す登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。
- イ 国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。
- ウ 住民接種については、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

### (6) 医療

- ア 県等からの要請に応じ、地域医療体制の整備に協力する。
- イ 県等からの要請に応じ、帰国者・接触者外来の設置に向けた調整に協力する。
- ウ まん延期において、患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、県、町、関係機関が協議のうえ、臨時の医療施設に当てる公共施設等を選定する。

### (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### ア 業務継続計画等の作成

新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策の対応を強化するため、業務継続計画を策定する等十分な事前の準備をする。

#### イ 要援護者への生活支援

国、県等と連携して、県内発生・感染拡大期、まん延期における高齢者、障がい者等の要援護者の把握と生活支援の内容や支援体制の構築等について整備する。

#### ウ 火葬能力等の把握

県等からの要請に応じ、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備することに協力する。また、区域内における火葬が適切に実施できるよう調整を行う。

#### エ 物資の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な手指消毒液、うがい薬、マスクなどを備蓄し、施設及び設備を点検等する。

## 2 海外発生期

### (1) 概要

#### ア 状態

- (ア) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- (イ) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- (ウ) 海外での発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

#### イ 目的

国内発生に備えて体制の整備を行う。

#### ウ 対策の考え方

- (ア) 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- (イ) 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、町民に準備を促す。
- (ウ) 町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (2) 実施体制

緊急事態宣言がされた場合、直ちに町対策本部が設置できるよう準備をする。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- (ア) 県等と連携し町民に対して、海外での発生状況、感染予防及び相談体制等について情報提供する。
- (イ) 国内発生に備えた協力の要請及び注意喚起を行う。

#### イ 相談窓口の設置

県からの要請を受け、生活相談等広範な内容に対応する相談窓口を健康福祉課に設置する。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 個人における対策の普及

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における季節性インフルエンザの流行状況の情報提供を行い、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けるなどの一次予防の徹底を周知する。
- (イ) 新型インフルエンザに関する情報については、国及び県から随時公表されるので、正確な情報を収集し冷静に対応する。
- (ウ) まん延期の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう周知する。

#### イ 要援護者への対応

新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における季節性インフルエンザの流行状況の情報提供を行い、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう周知する。

### (5) 予防接種

#### ア 特定接種

国、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員等の対象者に対して、本人の

同意を得て特定接種を行う。その際、集団接種を基本とする。

**イ 住民接種**

(ア) 国、県等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を開始する。

(イ) 県の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう、本計画における「新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

**ウ 情報提供**

国、県等と連携して、ワクチンの有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報を提供する。

**(6) 医療**

県等からの要請に応じ、地域医療体制の整備に協力する。

**(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

ア 業務継続計画に基づき、職場における感染予防策の対応を行う。

イ 遺体火葬にかかる県等からの要請を受けて、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保ができるよう準備を行う。

### 3 国内発生早期

#### (1) 概要

##### ア 状態

県外で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態をいう。なお、国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

##### イ 目的

- (ア) 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- (イ) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

##### ウ 対策の考え方

- (ア) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。
- (イ) 町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- (ウ) 住民接種を早期に開始できるよう体制を整え、できるだけ速やかに実施する。
- (エ) 発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策をとる。

#### (2) 実施体制

緊急事態宣言がされた場合、直ちに町対策本部を設置する。

#### (3) 情報提供・共有

##### ア 情報提供

- (ア) 国及び県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。基本的には、新型インフルエンザ等の発生状況や発生地域、感染防止対策、症状が出現した場合の問い合わせ先等の内容とする。
- (イ) 町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

##### イ 相談窓口の体制等の周知

町民からの相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等について周知を図る。

#### (4) 予防・まん延防止

ア 県等と連携し、町民、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けるなどの一次予防の徹底を周知する。また可能な限り外出及び旅行等を控えるよう要請する。

イ 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校、保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。

#### (5) 予防接種

##### ア ワクチンの供給

県等と連携して、情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

##### イ 特定接種

国、県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員等の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。その際、集団接種を基本とする。

##### ウ 住民接種

- (ア) 県等と連携し、町民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項の規定に基づく住民接種（新臨時接種）を開始する。

- (イ) 国や県の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- (ロ) 接種の実施に当たっては、公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより接種会場を確保し、原則として集団接種を行う。
- (エ) 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、本計画における「新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。
- (オ) 緊急事態宣言がされた場合、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

**(6) 医療**

県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

**(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

ア 県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

ウ 町は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化するため、業務体制について準備を行う。

エ 緊急事態宣言がされた場合、水道用水供給事業者、水道事業者である県、町は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

## 4 県内発生・感染拡大期

### (1) 概要

#### ア 状態

県内で新型インフルエンザ等が発生し、感染拡大傾向にあるが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができる状態

#### イ 目的

- (ア) 町内での感染拡大をできる限り抑える。
- (イ) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### ウ 対策の考え方

- (ア) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。
- (イ) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- (ウ) 住民接種を早期に開始できるよう、体制が整い次第できるだけ速やかに実施する。

### (2) 実施体制

#### ア 実施体制

- (ア) 県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、直ちに対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- (イ) 国の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、国内発生早期の対策を確認する。
- (ウ) 県等と連携して、国の基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされたときは、国の基本的対処方針、県計画及び町計画に基づき必要な対策を実施する。その際、直ちに町対策本部を設置する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- (ア) 町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえ、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民や事業所等に広く情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- (イ) 対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

#### イ 相談窓口の体制充実・強化

町民からの相談の増加に備え、健康福祉課に設置した相談窓口体制を充実・強化する。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 県内での感染拡大防止策

県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

#### イ 県等との連携による町民への要請

- (ア) 県等と連携し、町民、福祉施設等に対し、県からの新型インフルエンザ等に関する情報や国内外・県内における季節性インフルエンザの流行状況の情報を周知するとともに、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けるなどの基本的な感染対策等を勧奨する。
- (イ) 県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
- (ウ) 県等と連携し、必要に応じて公共施設の活動を自粛する。

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県と連携して情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

**(5) 予防接種**

**ア ワクチンの供給**

県等と連携して、情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

**イ 特定接種**

国、県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員等の対象者に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。その際、集団接種を基本とする。

**ウ 住民接種**

(7) 県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方や重症化しやすい者等に発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

(4) 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。

(5) 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。

(6) 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、本計画における「新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

**エ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

**(6) 医療**

県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

**(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

ア 県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

ウ 県等からの要請に応じ、町の業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化するため、業務の縮小体制について準備を行う。

エ 水道用水供給事業者、水道事業者である県、町は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

オ 県等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。



## 5 まん延期

### (1) 概要

#### ア 状態

新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。なお、感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

#### イ 目的

- (ア) 医療体制を維持する。
- (イ) 健康被害を最小限に抑える。
- (ウ) 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

#### ウ 対策の考え方

- (ア) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、これまでの積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- (イ) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- (ウ) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- (エ) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- (オ) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### (2) 実施体制

#### ア まん延期移行の判断

県等と連携して情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく県知事による代行、応援等の措置を行う。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- (ア) 県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- (イ) 県等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- (ウ) 町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

#### イ 相談窓口の継続

町民からの相談の増加に備え、健康福祉課に設置した相談窓口体制を継続する。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 感染拡大防止策

- (ア) 県等と連携し、町民、福祉施設等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避けるなどの基本的な感染対策等を勧奨する。
- (イ) 県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安

全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。

(ウ) 県等と連携し、必要に応じて公共施設の活動を自粛する。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県と連携して情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

### (5) 予防接種

#### ア 緊急事態宣言がされていない場合

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

特措法第46条に基づく住民接種を進める。

### (6) 医療

情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

### (7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

#### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### (7) 生活関連物資等の価格の安定等

a 町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

b 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

c 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、町計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

##### (イ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県からの要請に応じ、国、県と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### (ウ) 埋葬・火葬の特例等

a 県からの要請に応じ、国、県と連携し、火葬場の管理者（河北町ほか2市広域斎場事務組合）に可能な限り、火葬炉の稼働を要請する。

b 県からの要請に応じ、国、県と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

c 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。

d 県等からの要請に応じ適宜、協力する。

### (1) 概要

#### ア 状態

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、大流行は一旦終息している状況

#### イ 目的

町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

#### ウ 対策の考え方

(ア) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。

(イ) 第一波の終息及び第二波発生の可能性や、それに備える必要性について、町民に情報提供する。

(ウ) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。

(エ) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (2) 実施体制

#### ア 基本的対処方針の変更

県等と連携して情報を積極的に収集し、町計画により必要な対策を行う。

#### イ 緊急事態解除宣言がされた場合の措置

国の基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。

#### ウ 対策の検証

各段階における対策に関する検証を行い、流行の第二波に備える。

#### エ 対策本部の廃止

国が緊急事態宣言を継続する必要がなくなったと認め、これにより緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

(ア) 県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し、広報担当者から適宜必要な情報を提供する。

(イ) 町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

#### イ 相談窓口の体制の縮小

相談窓口体制を縮小する。

### (4) 予防・まん延防止

県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

### (5) 予防接種

#### ア 緊急事態宣言がされていない場合

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

特措法第46条に基づく住民接種を進める。

**(6) 医療**

県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

**(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

**(8) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止**

町及び指定地方公共機関は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

# 資 料 編

河北町新型インフルエンザ等対策行動計画作成経過

年 月 日	内 容
H26. 1. 31	第1回事務局会議
2. 12	第1回策定会議
2. 24	第1回課長会議
2. 25	第1回健康づくり推進協議会
2. 26	議会 厚生文教常任委員会
3. 2 ～3. 15	パブリックコメント (役場、各地区センター、広報かほく、町ホームページ)
3. 12	第2回事務局会議
3. 17	第2回策定会議
3. 24	第2回課長会議 第2回健康づくり推進協議会
3. 26	議会 厚生文教常任委員会

## 河北町健康づくり推進協議会

任 期 平成25年4月 1日から

平成27年3月31日まで

役 職	所 属 役 職	氏 名
会 長	医師会会長	和 田 潤 一
副 会 長	婦人会会長	佐 藤 明 子
委 員	歯科医師会会長	奥 山 俊
委 員	校長会健康づくり担当	奥 山 淳 一
委 員	商工会副会長	黒 田 政 喜
委 員	区長会会長	小 林 吉 則
委 員	老人クラブ連合会会長	縄 正 志
委 員	食生活改善推進協議会会長	今 田 幸 子
委 員	国保運営協議会会長	高 橋 勝 悦
委 員	社会福祉協議会会長	松 本 顯 雄
委 員	村山保健所保健企画課長	堀 弘 幸
委 員	健康づくり推進員代表	阿 部 孝 記
委 員	公民館連絡協議会会長	縄 幸 市
委 員	体育協会会長	小 野 俊 雄

## 河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議

役 職	所 属 役 職	氏 名
会 長	副町長	丹 野 正 彦
副 会 長	教育長	原 田 孝 夫
委 員	総務課長	阿 部 憲 義
委 員	政策推進課長	槇 久 雄
委 員	環境防災課長	堀 米 清 也
委 員	上下水道課長	後 藤 一 博
委 員	学校教育課長	庄 司 宏 和
委 員	生涯学習課長	増 川 仁
委 員	健康福祉課長	真 木 邦 弘

河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定事務局

所 属	役 職	氏 名
健康福祉課	課 長	真 木 邦 弘
健康福祉課社会福祉係	課長補佐兼係長	小 松 千賀子
健康福祉課子育て推進室児童保育係	室長兼係長	秋 場 弘 昭
健康福祉課健康づくり推進室高齢者福祉係	課長補佐兼係長	服 部 春 子
健康福祉課健康づくり推進室健康づくり係	室長兼係長	佐 藤 美由紀
	総括主任	菅 藤 美 紀
	総括主任	増 川 厚 子
	総括主任	牧 野 律 子
	総括主任	松 浦 由美子
	総括主任	黒 川 恭 子
	主 任	伊 藤 千 春



# 河北町健康づくり推進協議会設置要綱

施行 昭和58年4月1日  
改正 平成10年4月1日  
改正 平成11年4月1日  
改正 平成13年4月1日  
改正 平成16年4月1日  
改正 平成18年4月1日  
改正 平成20年4月1日  
改正 平成21年4月1日

(設置の目的)

第1条 本町の実情に応じる町民の健康づくりと高齢者の医療の確保に関する法律及び、健康増進法に基づく保健事業を円滑、かつ効果的に推進するため、健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、次の事業に関し、総合的、体系的に審議企画するものとする。

- (1) 健康診査、健康管理事業に関すること。
- (2) 健康相談、保健、栄養指導に関すること。
- (3) 健康教育に関する普及活動に関すること。
- (4) 健康づくりに関する各種団体の育成、協調に関すること。
- (5) 老人保健事業に関すること。
- (6) その他、協議会の目的達成に必要と認められた事項に関すること。

(協議会の組織・委員)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 保健所等関係行政機関の代表者
- (2) 医師会、歯科医師会等保健医療関係団体の代表者
- (3) 教育委員会、学校、社会教育関係等教育関係の代表者
- (4) 事業所等の代表者
- (5) 地区組織の代表者
- (6) その他、協議会運営に適任と認められる学識経験者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名

2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務及び権限)

第5条 会長は、会務を総轄し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会務執行に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第8条に規定する河北町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を行う河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 河北町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を行い、本町の新型インフルエンザ等対策を円滑に推進するため、河北町新型インフルエンザ等対策行動計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第3条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 河北町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定推進に関する事項
- (2) その他新型インフルエンザ等対策に関し、必要と認められる事項

### (組織)

第4条 策定会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

### (会議)

第5条 策定会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

### (事務局)

第6条 策定会議の事務局を健康福祉課に置く。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成26年1月9日から施行する。

別表 1

会 長	副町長
副会長	教育長
委 員	総務課長 政策推進課長 環境防災課長 上下水道課長 学校教育課長 生涯学習課長 健康福祉課長

## 【用語解説】

※アイウエオ順

### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

### ○ キャパシティ

収容能力、受け入れ能力

### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。

### ○ 指定公共機関

医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

### ○ 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。

## ○ 新型インフルエンザ等感染症

感染症法第6条第7項において、「新型インフルエンザ」「再興型インフルエンザ」をいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

### ・「新型インフルエンザ」

新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

### ・「再興型インフルエンザ」

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

## ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○ 接触感染

感染源に接触することによって感染すること。皮膚や粘膜等が直接接触あつて感染する場合と、病原体が付着したタオルや容器等を介して間接的に感染する場合がある。

## ○ 致命率

ある疾患の罹患者中、その疾患で死亡する者の割合

## ○ 登録事業者

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

## ○ 特措法第5条

(基本的人権の尊重)

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

## ○ 特措法第7条

(都道府県行動計画)

第7条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

## ○ 特措法第8条

(市町村行動計画)

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。

## ○ 特措法第8条第7項

第8条

7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

## ○ 特措法第28条

(特定接種)

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

1 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第3項及び第4項において「登録事業者」とい

う。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

2 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

## ○ 特措法第46条

(住民に対する予防接種)

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

## ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

## ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○ 飛沫感染

咳やくしゃみ等によって飛び散る飛沫に含まれる病原体が口や鼻等の粘膜に直接触れて感染すること。

## ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒト等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

## ○ 予防接種法第6条第1項

(臨時に行う予防接種)

第6条 都道府県知事は、A類疾病\*及びB類疾病\*のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

## ○ 予防接種法第6条第3項

(臨時に行う予防接種)

第6条

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

## ○ A類疾病

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、ヒトパピローマウイルス感染症

前述した疾病のほか、人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病



## ○ B類疾病

インフルエンザ

インフルエンザのほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病